いなべ市の地域生活支援拠点

地域の体制づくり

相談

○基幹相談支援センター　1事業所
○市委託相談　4事業所

○指定特定相談支援　3事業所
○指定一般相談支援（地域定着支援）　1事業所

○障害者相談員

※夜間緊急相談は、市役所警備室（0594-86-7850）→市社会福祉課職員携帯→
→市委託相談宿直、緊急用携帯、職員携帯（連絡網体制）
時間帯等役割分担を明確化する必要がある。

専門的人材の確保・養成

○基幹相談支援センターそういんによる研修（虐待、成年後見等）【圏域】
○eケアネットそういんによる研修（医療的ケア）【圏域】
基幹相談支援センター　1事業所

○県による研修（強度行動障害対応）【県単位】

人材確保に課題が残る。
相談支援部会からは、行動障害のある方の対応力向上及び法令順守の徹底が必要と意見有り。

緊急時の受け入れ・対応

緊急時の受け入れ
1　短期入所
2　グループホーム
3　重度訪問介護（自宅）
4　グループホーム+重度訪問介護
5　重度訪問介護（市確保居室（短期入所職員用居室）あくまで次までのつなぎ）

短期入所1事業所、1事業所確認中
グループホーム4事業所、1事業所確認中
重度訪問介護　確認中

体験の機会・場

○指定一般相談支援（地域移行支援）　1事業所
○市内グループホームの体験利用（空床対応のみ）　5事業所
○市内日中活動系事業所の体験利用　就労A型　1事業所
就労B型　2事業所
○自立訓練（生活訓練事業所）による家事等の訓練　確認中
○日常生活訓練事業（ルート事業）による家事等の訓練　1事業所

○コーディネーターの配置
いなべ市においてセルフプランはほとんど無く、拠点の対象となるケースについては、現に相談支援専門員が緊急時対応のコーディネートの機能を果たしている。（R2.3.11拠点部会確認）
指定特定相談支援　3事業所

○eケアネットそういんによる多職種連携の強化【圏域】
基幹相談支援センター　1事業所

令和4年3月　時点